

## 答 申

### 1 審査会の結論

「特定健診・特定保健指導カルテ」を不開示とした決定は、妥当である。

### 2 審査請求に至るまでの経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年5月9日付けで、掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、掛川市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成26年度健康福祉部保健予防課に配属された職員〇〇〇〇が担当した特定健診にかかる保健指導について、同人が担当した指導対象者の人数及び平成26年4月1日から7月28日の期間における指導回数が分かる記録並びに同人が作成した指導報告書」の写しの交付を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る公文書として「特定健診・特定保健指導カルテ」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、条例第7条第2号に該当するとして、平成30年5月25日付けで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年7月5日付けで、本件処分に対し、本件対象公文書に記載された指導対象者の氏名、生年月日、性別、病名等に関する情報を除外した部分については、開示すべきであるとして、部分開示を求めて審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張要旨

平成30年7月5日付け審査請求書及び同年9月26日付け意見書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

ア 実施機関が不開示とした当該文書は、条例第8条の規定により、特定の個人を識別することができる情報部分を除いた部分につき、開示すべきである。

イ なお、審査請求人は、意見書において、個人識別情報及び検査結果・病歴が記載された部分を除き、「指導内容」に係る部分について、条例第8条第2項の規定に基づき、部分開示すべき旨を追加して主張している。

## (2) 審査請求の理由

ア 条例第8条第2項は、条例第7条第2号の情報が記録されている場合、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、第7条第2号の情報に含まれないものとみなして、部分開示をすべきと規定している。

特定健診に係る保健指導の内容が記載されている「特定健診・特定保健指導カルテ」については、指導対象者の氏名、生年月日（年齢）、性別、病名等の情報を除外すれば、指導対象者が多数存在することも鑑みると、当該カルテに記載された個人が誰なのかを特定することは不可能である。そうである以上、これらの情報を除外した部分については、公にしても個人の権利利益が害されるおそれは、抽象的にも具体的にもない。

したがって、「特定健診・特定保健指導カルテ」は、相談者に関する個人情報だとして一律に不開示をした決定は、違法である。

イ なお、審査請求人は、意見書において、前記3(1)イの理由として、次の主張を追加した。

(ア) 特定健診の「検査結果」や「病歴」は、純粹に、当該対象者の身体の状態に関する情報であるが、「指導内容」については、公務員が実施した業務に関する情報であり、「検査結果」・「病歴」といった情報とは、明らかに性質を異にする。

(イ) 「指導内容」のみが開示されたとしても、誰に対する指導なのかという点と結びつかない限り、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれはない。

(ウ) 審査請求人が開示を請求しているのは、「職員〇〇〇〇が担当した特定健診に係る保健指導について、同人が作成した指導報告書」である。このため、「特定健診・特定保健指導カルテ」に、検査結果、指導内容、病歴が記載されているのだとしたら、個人の権利利益を害するおそれのある情報である検査結果や病歴を除き、「指導内容」を部分開示することによって、審査請求人の公文書開示請求権は確保することができる。

## 4 実施機関の主張要旨

平成30年9月5日付け弁明書及び同年11月15日に実施した口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書は、特定健診・特定保健指導を受けた一般市民の氏名、住所、生年月日等が記載された公文書であり、特定の個人を識別できる情報として条例第7条第2号本文に該当するため、不開示とした。

- (2) 本件対象公文書は、特定健診・特定保健指導を受けた一般市民の検査結果、指導内容、病歴など、プライバシーに関して特に配慮すべき事項が記載された公文書であり、特定の個人を識別できる情報を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第2項の部分開示にも該当せず、不開示とした。
- (3) 前記4(1)及び(2)の理由により、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書並びに審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### (1) 争点

本件の争点は、条例第7条第2号該当性の有無及び条例第8条第2項に基づく部分開示の可否の2点である。

### (2) 条例第7条第2号該当性の有無について

#### ア 不開示情報に関する条例の定め

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しており、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

#### イ 条例第7条第2号該当性について

(ア) 当審査会で本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書には、指導対象者の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号（以下「個人識別情報」という。）のほか、特定健診の結果に基づき実施機関の職員が行った特定保健指導の履歴や内容、病歴、健康状態等に関する情報が記録されていた。

(イ) これらのうち、個人識別情報については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当する。また、残りの情報については、当該情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあることから、条例第7条第2号本文に該当する。したがって、本件対象公文書に記録されたこれらの情報は、いずれも不開示情報とすべきである。

(ウ) なお、審査請求人は、後者の情報について、指導対象者の氏名、生年月日、性別等の情報を除外すれば、指導対象者が多数存在することから、開示された情報によって当該指導対象者が誰なのかを特定することは不可能であるから、これらの情報を除外した部分については、公にしても個人の権利利益が害されるおそれは、抽象的にも具体的にもないと主張した上で、条例第8条第2項の規定を根拠として開示を求めている。

そこで、本件対象公文書に記録された情報のうち、個人識別情報が記録された部分を除いた部分（以下「個人識別情報以外の情報」という。）の開示の可否について検討する。

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報のうち、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示情報とすべき情報と定めている。すなわち、この規定は、特定の個人が識別されない情報であっても、公にすることにより、人格的・財産的な権利利益など、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、仮に、特定の個人が識別されないとしても、なお、保護する必要性があることから、条例は、これを秘匿すべき個人情報として不開示情報と定めたものである。

本件対象公文書には、個人識別情報のほか、特定健診の結果、保健指導を行った職員の所見や健康管理に関する指導の履歴、内容等が具体的かつ詳細に記録され、場合によっては、病歴、日常生活の状況、健康状態など、他人に知られたくない情報も多く含まれている。これら個人識別情報以外の情報は、一般的に、指導対象者にとって秘匿すべき必要性が極めて高い情報であって、その意に反して、みだりに開示されないとの期待に対する保護の必要性が極めて高いものである。なぜならば、これらの情報は、要配慮個人情報といわれるもので、プライバシー保護のため、その取扱いについて特に配慮を要する情報であり、指導対象者は、保健指導を行う職員の守秘義務（地方公務員法第34条第1項）を前提として、自己の承諾なしに当該情報が第三者に提供されることがないものと信頼して情報提供するものであるからである。また、当該情報自体、極めて個性的なもので、当該個人

の人格との関連性が強い情報であることからすると、当該情報については、仮に個人識別情報が完全に除外された状態であったとしても、それを無断で開示された場合には、指導対象者本人にとって、単なる不快感にとどまらない精神的苦痛を受ける蓋然性が極めて高く、当該情報の一部を知っている者によって当該指導対象者が特定されかねないとの危惧を、当該指導対象者が抱くことなどによって、精神的苦痛を受けるおそれがあることを全く否定はできない。また、現に、他の情報と照合して当該指導対象者が特定される可能性が全くないとはいえない。

そうすると、個人識別情報の有無にかかわらず、指導対象者において、自己の承諾なしに当該情報を開示されないとの期待利益は、法的保護に値するものというべきであって、この利益は、条例第7条第2号本文の「個人の権利利益」に含まれる。

したがって、個人識別情報以外の情報は、条例第7条第2号本文に規定する不開示情報のうち、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと解するのが相当である。

なお、審査請求人は、意見書において、個人識別情報以外の情報のうち、指導内容に関する情報については、公務員が実施した業務に関する情報であり、検査結果、病歴等に関する情報とは、明らかに性質が異なるなどとして、部分開示を主張するが、前記のとおり、個人識別情報以外の情報は、指導内容に関する情報を含め、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するから、指導内容部分についても、不開示情報というべきである。また、指導内容に関する情報を他の個人識別情報以外の情報と区別すべき合理的な理由も見当たらない。

(エ) 次に、条例第7条第2号ただし書の該当性について検討する。実施機関の説明によれば、本件対象公文書に記載されている情報を実施機関が公表している事実はなく、本件対象公文書を公表する法令等の規定も存在しない。したがって、本件対象公文書に記載されている情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、本件対象公文書に記載されている情報は、指導対象者の個人に関する情報であり、同号ただし書ウに該当しない。さらに、これらの情報は、その内容及び性質から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとまでは認められず、同号ただし書イにも該当しない。

ウ 本件処分の妥当性

したがって、本件対象公文書については、条例第7条第2号に該当するので、不開示とした実施機関の処分は妥当である。

### (3) 条例第8条第2項に基づく部分開示の可否について

条例第8条第2項は、「開示請求文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。この規定は、個人識別性のある部分を除くことによつて、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、これを不開示にする意義に乏しいため、このような場合には、個人識別性のある部分を除いた残りの部分については、第7条第2号の個人に関する情報には含まれないとみなして部分開示を行うよう定めたものである。しかし、この場合においても、個人識別性のある部分を除いても、なお個人の権利利益を害するおそれがあるときは、不開示とすべきであることは、第7条第2号本文に定めるとおりである。

そこで、条例第8条第2項の趣旨を踏まえ、本件対象公文書の部分開示の可否について検討する。個人識別情報以外の情報を部分開示の対象とするためには、当該情報が、個人識別情報を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる内容でなければならない。しかし、当該情報は、前記5(2)イ(ウ)に記載のとおり、仮に特定の個人を識別することができる部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件対象公文書は、その記載情報が全体として不開示情報に該当し、条例第8条第2項の規定に基づく部分開示を行うことはできないものと解される。

### (4) 結論

以上のことから、当審査会は、本件対象公文書の開示請求につき、実施機関が不開示とした決定については、妥当であると判断する。

掛川市情報公開審査会

会長 岡田安功

委員 牧野百里子

委員 増田美穂子

委員 萩原弘悦

委員 沖宗伸一

(参考)

調査審議の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成30年9月5日	審査諮問書の受理
平成30年9月5日	実施機関から弁明書を受理
平成30年9月27日	審査請求人から意見書を受理
平成30年11月15日	実施機関から説明聴取、審議
平成30年12月3日	審議